

暮らし

ID 1021285
まちづくり
活動応援事業ポイント
交換申請を受け付け



▼対象 令和7年度の活動で貯めたポイント(最大5000ポイント)。
 ▼申込期限 9月30日(必着)。
 ▼その他 令和7年度に300ポイント以上貯めた人は、協賛企業が提供する物品が当たる抽選に参加できます。申込方法など、詳しくは、市HPをご覧ください。

問 みんなでまちづくり課 ☎(632) 2900

ID 1007487
宇都宮市民憲章表彰
7件を表彰(敬称略)



▼最優秀市民憲章賞
 ▼宇都宮SSGクラブ。

▼優秀市民憲章賞

▼明保地区防犯会、シニア生まれ変わりPJ会にてイ(IT)なかまの会。

▼市民憲章賞

▼上戸祭1丁目自治会子供キッチン、平石地区防犯会、日の出2丁目自治会、阿久津正躬。

問 市民憲章推進協議会事務局(みんなでまちづくり課内) ☎(632) 2884

ID 1036121
デジタル活用支援窓口を
ご利用ください



市公式「**らいいん**」教えてミヤリーや、行政デジタルサービスの使い方について相談できます。

▼開設時間 午前9時〜午後1時(祝休日は除く)。

▼場所 月〜金曜日〓市役所本庁舎(1階)、月曜日〓平石区、水曜日〓河内区、木曜日〓富屋区、金曜日〓姿川区。

問 デジタル政策課 ☎(632) 2786

ID 1004102
田原コミュニティプラザ・
田原児童館を休館



「全天候型子どもの活動の場」の設置に向けた改修工事のため、7月1日〜令和9年3月末(予定)まで休館します。

問 子ども政策課 ☎(632) 2944

ID 1045495
陽光地域コミュニティ
センターを休館



改修工事のため、7月1日〜令和9年3月末(予定)まで、休館します。また、休館中の事務所は、県総合運動公園第2陸上競技場内に移転します。

問 工事について〓みんなでまちづくり課 ☎(632) 2893、施設の利

ID 1004932

あなたの周りの外国人市民に伝えてください **外国人市民向けの情報** 多文化共生推進課 ☎028(632) 2971 (旭1丁目1-5 市役所10階)

■「UTSUNOMIYA CITY Global Site」を使おう！
 宇都宮市での生活に役立つ情報はすべてここから！7言語で見ることができます。

・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語
 ・中国語・英語・韓国語



■外国人市民に便利なSNSを紹介！
 外国人市民向けにタイムリーな情報をやさしい日本語と英語で発信しています。



市国際交流協会 (UCIA)

■窓口が多言語翻訳タブレットがあります(32言語)
 職員に「使いたい」と言ってください。各窓口にあります。



問 デジタル政策課 ☎028(632) 2094

総合案内・市民課・生活福祉第1課・生活福祉第2課(市役所1階)、税制課・子ども支援課(市役所2階)、国際交流プラザ、駅東出張所、パンパ出張所、雀宮地区市民センターなど。

問 窓口に来てください！
 市HP「多言語翻訳タブレット配置場所」

■日本語を学んでみませんか？

▼費用 1カ月1,000円。
 ▼申込 電話またはEメールで、市国際交流協会 (UCIA) ☎028(616)1870、✉ucia@ucia.or.jpへ。



外国人市民のための日本語教室

場所	曜日	時間	休み
国際交流プラザ	月	13:30~15:30	—
	火	13:30~15:30 (上級)	—
	水	①10:00~12:00②13:30~15:30	4/29
	土	13:30~15:30	—
	日	10:00~12:00 (小学校高学年・中学生対象)	—
姿川地区市民センター(西川町)	火	①10:00~12:00②18:30~20:30	—
市総合福祉センター(中央1丁目)	木	18:00~20:00	4/30
北生涯学習センター(若草3丁目)	土	18:30~20:30	—

■困ったことがあれば相談してください

外国人市民のための総合相談

場所	国際交流プラザ ☎028(616) 1564	外国人市民相談コーナー (市役所2階)※ ☎028(632) 2834
時間	15:00~18:00	9:00~12:00 14:00~17:00
ポルトガル語	第1・3月曜日	木曜日 (予約が必要です)
スペイン語	月曜日	
ベトナム語	第1・3月曜日	
中国語	火曜日	
タイ語	水曜日	
英語	金曜日	木曜日

※ 木曜日が祝休日のときは、次の週の木曜日

用についてII陽光地域コミュニティセンター ☎(658)3373

4月は若年層の性暴力被害 予防月間



自分が同意していない性的な行為をされたら、それは性暴力です。独りで抱え込まず相談してください。

相談専用電話番号

性犯罪被害者相談電話(警察)

☎0120(363)339 (#8103)

とちぎ性暴力被害者サポートセンター「とちエール」 ☎(678)8200 (#8891)

男女共同参画推進センター「アコール」 ☎(636)4075

無人ヘリコプターで麦への薬剤散布を実施

期間 4月中旬〜5月中旬。時間 午前5時〜正午。その他 安全に配慮しますが、散布区域には立ち入らないでください。散布日程など、詳しくは、市HPまたはJAうつのみやHPをご覧ください。産流通課 ☎(632)2466へ。

JAうつのみやHP



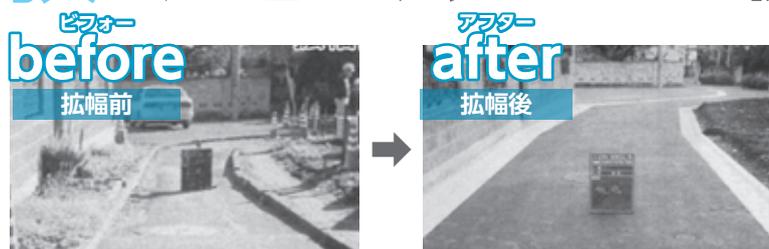
JAうつのみやHP

ご協力ください 狭あい道路整備

狭い道路を広くてもっと快適な毎日を

ID 1005902

※ 建築基準法第42条第2項に指定する道路



皆さんの住んでいる地域に狭い道路はありませんか。本市では、市民の皆さんが住宅などを建築する際に道路を整備して、安心して暮らせるまちづくりを進めています。建築指導課 ☎(632)2747

そこで本市では、住宅などを建築する際に、狭い道路を広げ、安心して暮らせるまちづくりを進めています

狭あい道路整備

住宅などを建築する際に、後退した部分(後退用地)を本市が整備して道路を広げています。

「狭い道路」のここが問題

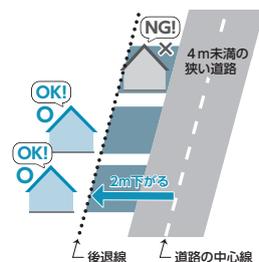
- 1 非常時に消防車や救急車が通れない
- 2 日当たり・風通しなど、生活環境に悪影響
- 3 日ごろの交通が不便

Point 1

狭い道路の前に家を建てる場合は、4m未満の道路なら2m下がります

建築基準法により、建物を建てるには、幅4m以上の道路に接している必要があります。ただし、4m未満の道路でも、道路の中心線から2m後退すれば建築ができます(※1・2)。

- ※1 都市計画区域の指定がされたときに、現に建物が立ち並び、市が指定した道路(建築基準法第42条第2項道路)に接している敷地の場合。
- ※2 新築・増改築の建物の他、後退に支障となる門・塀・植栽などの障害物も、この後退線まで後退していただきます。

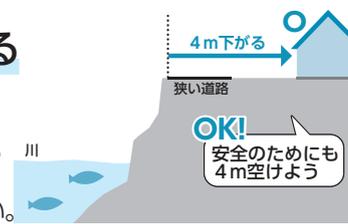


Point 2

川や崖地沿いの道路に面する土地に家を建てる場合は、川や崖地から4mまで下がります

幅4m未満の道路で、片側が川や崖地などの場合は、道路を含めて4mまで後退する必要があります(※1・2)。

4m未満の道路に接した敷地に建築計画のある人は、建築指導課へお問い合わせください。



Point 3

報奨金などの特典があります

後退用地を寄付した場合

- ▼測量・分筆に掛かった費用に、助成金を交付します。
- ▼すみ切り用地を寄付していただいた場合は、報奨金を交付します(1カ所当たり市街化区域は3万円、市街化調整区域は2万円)。ただし、寄付要件がありますので、建築指導課へお問い合わせください。
- ▼助成金や報奨金など、詳しくは、建築指導課へお問い合わせください。

後退用地の使用に同意した場合

- ▼後退用地の固定資産税、都市計画税は、免除の対象となります。



ID 1005761 **都市計画の案について 縦覧を実施** 

▼都市計画の案 ①宇都宮都市計画道路の変更(3・2・101号大通り、3・4・116号駅西口広場北通り、10・7・102号宇都宮西ライトレール線) ②宇都宮都市計画地区計画の決定(陽だまりの杜水室地区計画)。

▼期間 ①4月17日～5月1日 ②4月6～20日(土・日曜日、祝日を除く)。

▼縦覧場所 都市計画課(市役所11階)。

▼その他 これらの案に意見がある人は、市長宛てに意見書を提出することができます。縦覧期間中に、直接または送付で、〒320-8540 市役所都市計画課へ。

問 都市計画課 ☎(632) 2565

ID 1044302 **都市計画の素案について 縦覧・公聴会を開催** 

▼都市計画の素案

①宇都宮都市計画高度利用地区の変更(バンバ地区) ②宇都宮都市計画公園の変更(バンバにぎわい公園) ③宇都宮都市計画第一種

ID 1007529

4月1日から 市の組織機構の一部が変わります

問 人事課 ☎(632) 2087

本市が実現を目指す「スーパースマートシティ」の実現に向け、さまざまな施策を着実に推進できるよう、4月1日から市の組織機構を改めます。

子ども部

▼児童相談所開設準備室(新設) 児童相談所の開設に向け、子ども政策課内の「児童相談所設置準備室」の再編により、課相当の組織として「児童相談所開設準備室」を設置し、施設整備や人材確保・育成などを着実に実施していきます。

経済部

▼産業政策課 新たな産業団地の整備に向け、「新産業団地整備室」を設置し、事業計画の策定や各種設計、関係機関との調整などを着実に実施していきます。

▼農業企画課 戦略的な農政の推進に向け、「農政戦略室」を設置し、企画・立案、発信機能などを強化しながら、地域内の食料安定供給につながる本市独自の「地域循環型食料システム」の構築や農地を守る受け皿組織の強化などに取り組んでいきます。

魅力創造部

▼スポーツ施設整備室(新設) 「スポーツのまちうつのみや」の実現に向け、課相当の組織として「スポーツ施設整備室」を設置し、スポーツ環境の変化や市民ニーズを捉えた施設整備を着実に実施していきます。

建設部

▼公園管理課(移管) 災害の激甚化・頻発化や都市インフラの老朽化に対するより一層の効果的な対応に向け、「公園管理課」を現在の都市整備部から建設部に移し、道路や河川、公園の整備・維持管理などを一体的に実施できる体制を整備します。

都市整備部

▼交通政策課(移管) 目指すべき都市空間の創出に向け、公共交通ネットワークの構築を土地利用や拠点形成とより一層連携し、効果的に推進していくため、「交通政策課」を現在の総合政策部から都市整備部に移し、NCCのまちづくりと交通政策を一体的に所掌する体制を整備します。

上下水道局

▼水道施設管理センター(新設) 上水道施設の更新・維持管理業務を集約して、課相当の組織として「水道施設管理センター」を設置し、より一層の危機対応力の向上やマネジメント業務の強化を図りながら、効果的に業務を実施していきます。

市街地再開発事業の決定(宇都宮バンバ地区)。

縦覧

▼期間 4月6～20日(土・日曜日を除く)。

▼場所 都市計画課。

公聴会

▼日時 5月11日(月)午後6時～。

▼会場 市役所14階C会議室。

その他

これらの素案に意見がある人は、市長宛てに意見申出書を提出することができます。公聴会で公

述人となる意思の有無を明記し、縦覧期間中に、直接または送付で、〒320-8540 市役所都市計画課へ。なお、公述希望者がいない場合、公聴会は開催しません。

問 都市計画課 ☎(632) 2565

市民活動助成金 活用団体の事業報告会

問 ID 1006191 

▼日時 4月18日(土)午前9時～

正午。

▼会場 市役所14階A会議室。

問 みんなでまちづくり課 ☎(632) 2

884

上下水道事業 懇話会の委員を募集

問 ID 1002574 

▼任期 委嘱の日から令和10年3月末。

▼内容 年3回程度の会議に出席し、意見を述べる。市の規定による謝金あり(1回の出席に付き、1万9000円)。

▼募集人数 2人程度。

▼申込期限 4月30日(必着)。

▼その他 申込方法など、詳しく

は、市(☒)をご覧ください。か、経営企画課(☎)(633)3238へ。

廃棄物減量等

推進審議会の委員を募集



▼任期 7月1日～令和10年6月30日。

▼内容 年2回程度の審議会に出席し、意見を述べる。市の規定により謝金あり(1回の出席に付き、1万9000円)。

▼募集人数 2人。

▼申込期限 4月30日(必着)。

▼その他 申込方法など、詳しくは、市(☒)をご覧ください。か、廃棄物政策課(☎)(632)2416へ。

社会福祉審議会 障がい者福祉専門 分科会委員を募集



▼任期 7月1日～令和9年3月31日。

▼内容 「障がい福祉計画」、「障がい児計画」の計画策定について、平日に3回程度開催する会議に出席し、意見を述べる。市の規定により謝金あり(1回の出席に付き、1万9000円)。

▼募集人数 2人。

▼申込期限 4月24日(消印有効)。

▼その他 申込方法など、詳しくは、市(☒)をご覧ください。か、障が

い福祉課(☎)(632)2353へ。

住まい

空き家に関する 補助申請を受け付け



1 空き家再生支援事業補助金

▼補助対象物件 市内の空き家。

▼補助対象者 空き家の所有者と賃貸借契約などを締結し、地域活性化に役立つよう改修した空き家を10年以上管理・運営できる法人や個人など。



1013765

▼補助額 改修工事に要した額の3分の2(最大300万円)。

▼申請期限 6月30日。

2 老朽危険空き家除却費補助金

▼補助対象物件 昭和56年5月以前に建てられたもので、市が危険な状態にあると判定したもののなど。

▼補助対象者 空き家の所有者で、世帯の合計所得金額が818万円以下の個人など。

▼補助額 解体に要した額の3分の2(最大70万円)。

▼申請期限 5月29日。

▼その他 申請方法など、詳しくは、市(☒)をご覧ください。か、生活安心課(☎)(632)2266へ。



1013763

自転車への青切符の導入

1003485

☎生活安心課(632)2264

4月1日から、自転車の交通違反について青切符が導入されました。

■自転車の主な交通違反(反則金)

- ▼携帯電話使用など(保持)=1万2,000円。
- ▼遮断踏切立入り=7,000円。
- ▼信号無視=6,000円。
- ▼右側通行=6,000円。
- ▼指定場所一時不停止など=5,000円。
- ▼傘差し・イヤホン使用=5,000円。
- ▼並進走行・二人乗り=3,000円。
- ▼歩道通行時の通行方法(徐行・停止)=3,000円。

木造住宅の無料耐震診断、耐震改修などの費用を補助

☎建築指導課(632)2573

1 木造住宅の診断改修・建て替え

1005909

▼対象 昭和56年5月31日以前に在来軸組工法・枠組壁工法・伝統的構法で建築されている住宅。ただし、空き家を除く。

■補助額

- ▼耐震診断 無料。
- ▼耐震改修 費用の5分の4(最大115万円)。
- ▼耐震建て替え 費用の5分の4(最大100万円)。県産出材を10㎡以上使用して新築する場合は、10万円を加算(最大110万円)。
- ▼部分耐震改修 費用の5分の4(最大50万円)。
- ▼耐震シェルターなどの設置(1階の居室の内部に頑丈な箱を設置し、安全な空間を確保する工事) 費用の5分の4(最大25万円)。
- ▼その他 個人が一定の耐震改修を行った場合、所得税・固定資産税の軽減を受けられる場合があります。耐震建て替えを行う場合は、事業完了まで相当の期間を要しますので早めに申し込みください。

2 ブロック塀などの安全対策費用を補助

1016599

▼対象 道路・公園・公共施設の敷地などに面するもの。また、次のいずれかに当てはまるもの。①道路面から80cmを超える②擁壁などとの合計が80cmを超え、ブロック塀が60cmを超える③石塀の場合は、高さを道路面から80cm以下に改修する工事。

■補助額

- ▼撤去費 一般=補助率2分の1(令和8年度から最大15万円に拡充)、スクールゾーン内=補助率4分の3(令和8年度から最大22万5,000円に拡充)。
- ▼撤去後の軽量なフェンスなどの再築費(撤去と同時にを行うものに限る) 補助率3分の1(最大6万6,000円)。
- その他 各補助制度の受け付けは、先着順で予算の範囲内で行います。

住まい

ID 1002618

きれいな水へ再生する
合併処理浄化槽



▼浄化槽をお使いの人へ 浄化機能（微生物の働き）を保つために、保守点検・清掃と法に基づく水質検査を必ず実施してください。

▼合併処理浄化槽に設置替えを
トイレの排水だけを処理する「単独処理浄化槽」や「くみ取り便槽」を使用している場合は、生活環境保全のために、風呂や台所などの生活雑排水も処理できる「合併処理浄化槽」に設置替えをしましょう。

▼設置補助制度 着工前の申請が必要です。設置替え時の宅内配管工事と不要槽撤去の補助額を増額します。対象区域や条件など、詳しくは、市を閲覧になるか、水質管理課 ☎(633) 2001へ。

ID 1026664

市営住宅の
入居者4月の募集



▼受付日時 4月7日まで、午前8時30分～午後5時30分。

▼受付会場 宇都宮市営住宅管理センター（中央1丁目・東急コミュニケーション）。

▼抽選会 4月9日（木）。

4月の狂犬病予防集合注射

ID 1005583

☎生活衛生課 ☎(626) 1108

- 1 動物病院で受ける場合 詳しくは、各動物病院へ。
- 2 集合注射会場で受ける場合
 - ▼日時・会場 下の表の通り（雨天決行）。
 - ▼費用（現金のみ）注射料金=1頭3,600円（令和8年度から注射料金が改定されました）。登録料=1頭3,000円（未登録犬の場合のみ）。
 - ▼持ち物 3月に送付された「狂犬病予防注射のお知らせ」はがきにある問診票。

日時・会場		
4月2日 (木)	午前9時30分～10時	篠井区(下小池町)
	午前10時45分～11時30分	ろまんちっく村(新里町)
	午後1時～2時	国本区(宝木本町)
4月4日 (土)	午前9時30分～11時30分	保健所(竹林町)
	午後1時～2時30分	
4月5日 (日)	午前9時～11時	平石区(下平出町)
	午後0時30分～2時30分	横川区(屋板町)
4月9日 (木)	午前9時30分～10時	上河内健康館(上田町)
	午前10時45分～11時30分	田原コミュニティプラザ(上田原町)
	午後1時～1時30分	下田原運動場(下田原町)
4月12日 (日)	午前9時30分～11時30分	姿川区(西川田町)
	午後1時～2時30分	
4月16日 (木)	午前9時～9時45分	城山区(大谷町)
	午前10時30分～11時15分	駒生運動公園(鶴田町)
	午後0時30分～1時30分	宇都宮美術館(長岡町)
4月19日 (日)	午前9時～11時	雀宮区(新富町)
	午後1時～2時30分	清原区(清原工業団地)
4月20日 (月)	午前9時～9時30分	みずほの自然の森公園(西刑部町)
	午前10時15分～11時	県動物愛護指導センター(今宮4丁目)
	午後1時～2時	駅東公園プール(元今泉5丁目)
4月25日 (土)	午前9時30分～11時30分	
	午後1時～2時30分	保健所

安全

ID 1003497

4月6～15日春の交通
安全市民総ぐるみ運動



運動の重点

▼通学路・生活道路における子ども

安全運転意識の向上

▼その他 募集住宅や入居申込資格・方法など、詳しくは、宇都宮市営住宅管理センター、住宅政策課（市役所10階）、各区・圏などに置いてある「入居申込案内」「市営住宅入居者募集」をご覧ください。

☎宇都宮市営住宅管理センター ☎(678) 8861、住宅政策課 ☎(632) 2553

▼安全運転意識の向上
もを含む歩行者の安全確保。
▼ながらスマホの根絶や歩行者優先などの安全運転意識の向上。
▼自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進。

▼歩行者の安全の確保
ドライバーは、スクールゾーンや通学路などを通行する際、急な飛び出しや転倒などを予測して、安全な速度での運転を心掛け、保護者は、子どもが安全に通行できるように、家庭内で交通安全について話し合ってみましょう。また、高齢者などの歩行者は、明るい色の服や反射材などを着用しましょう。

▼安全市民総ぐるみ運動
3S運動の推進
See（見る）・Slow（減速する）・Stop（止まる）の頭文字です。ドライバーは、子どもや高齢者を見掛けたら、減速してその動きに注意しましょう。

☎生活安心課 ☎(632) 2264